

豊田市消防団 大規模災害時等 活動マニュアル



令和7年4月 改正

豊田市消防団大規模災害時等活動マニュアル

目 的

第1章 平時の備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 1 家庭内において
- 2 消防団活動において
- 3 知識・技術の習得
- 4 地域・社会において

第2章 災害発生時の行動・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- 1 初動での原則
- 2 出動要請及び参集指定場所
- 3 団本部等の設置及び任務
- 4 広報指導部、機能別団員の役割
- 5 活動支援
- 6 情報収集・報告
- 7 報告体制
- 8 その他

第3章 災害活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

- 1 共通事項
- 2 火災
- 3 救助
- 4 水害、土砂災害
- 5 避難情報
- 6 特殊災害
- 7 応援出動
- 8 他機関との連携

第4章 安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

- 1 災害現場における危険性
- 2 災害現場における安全管理
- 3 指揮者の責務
- 4 自己管理の徹底
- 5 車両運行時の安全管理

資料編

目的

このマニュアルは、南海トラフ地震等による大規模災害の発生が危ぶまれる段階から、大規模災害発生時における消防団員の活動要領を明確にすることにより、団員の活動上の安全を確保するとともに、円滑な災害活動の遂行を目指す。また、平時の災害活動にも準用し、大規模災害発生時においても確実に活動ができる体制とすることで、市民の負託に応えることを目的とする。

第1章 平時の備え

大規模災害が発生しても、困らないように日頃からできる対策をして備えておく。

1 家庭内において

- (1) 非常持出品・備蓄品の準備をしておく。準備品の目安は【資料編 資料1】参照
- (2) 大型家具、大型家電の転倒防止をしておく。
- (3) 廊下、階段の整理整頓をしておく。
- (4) 家屋の耐震診断を実施し、必要に応じて補強しておく。
- (5) 必要に応じ、ガラスの飛散防止対策をしておく。
- (6) ハザードマップを確認し、市内の危険個所、指定避難場所等を把握しておく。
- (7) 家族の中で非常時の集合場所、連絡手段を確認しておく。
- (8) 電話だけでなく、SNS等も活用して、家族との連絡手段を確保する。
- (9) 家庭内で防災会議を行い、必要な事項を検討し整えておく。

2 消防団活動において

- (1) 消防用・救助用資器材を点検・整備し、その性能を維持しておく。
- (2) 団員同士の安否確認用の連絡網を整え、複数の連絡手段を確保しておく。
- (3) 自治区、自主防災組織など、関係団体との相互協力体制を構築しておく。
- (4) 消防署所と定期的に訓練を実施し、消防署所と協力体制を構築しておく。
- (5) 最新の災害状況を得る手段を確保しておく。
- (6) 班長以上の団員は、自己の役職の代理者を指名しておく。

※ 情報取得・伝達、記録用のツールは、複数の手段を確保する。

例：テレビ・ラジオ、パソコン・インターネット、SNS、無線機

3 知識・技術の習得

- (1) 資器材はじめ配備品の取扱いを習熟しておく。
- (2) 地理・水利状況・災害危険個所を調査し把握しておく。
- (3) 避難場所・避難経路を把握し、迂回路を想定、周知しておく。
- (4) 救助・応急救護の手技を習得しておく。
- (5) 避難行動要支援者の実態把握をしておく。

4 地域・社会において

- (1) 地域の行事に協力し、地域住民からの認知を高め、信頼関係を構築する。
- (2) 管轄地域の消防団協力事業所を把握し、連携をすすめる。

(3) 勤務先、通学先の自衛消防組織に協力するなど、消防団活動への理解を努める。

第2章 災害発生時の行動

1 初動での原則

団員は、「自分」「家族」「勤務先同僚（勤務中の場合）」等の安全確認を最優先し、周辺（自宅若しくは勤務先）で火災や救助事案が発生した時は、自治区、自主防災会等と連携して初期消火、延焼阻止又は救出活動を行なった後に、あらかじめ定められた場所に参集する。なお、参集手段は乗用車を避け、努めて徒歩、自転車又はバイク等を利用する。

2 出動要請及び参集指定場所

出動要請は、消防団災害情報メール（「豊田市メール」）、電話連絡、同報無線等を使用して実施する。出動要請を受けた団員は、参集指定場所に配備する。参集の流れについては、【資料編 資料2】を参照。

代表詰所【資料編 資料3】が被災により機能しない場合は、代わりの詰所を後述の団本部に報告する。

配備基準及び配備要員は、【資料編 資料4-1、4-2】を参照。

◆参考 参集指定場所（資料3から抜粋）

役職 \ 施設	防災 対策 課	中署	東 (分)	南署	北署	藤岡 支所	小原 支所	足助 署	下山 (出)	旭 (出)	稲武 (出)
団長	○										
副団長		○		○	○			○			
方面隊長		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
分団長		分団の代表詰所（資料編 資料3 参照）									
部長・班長・団員		所属の詰所格納庫									
災害機能別団員											
広報指導部		自宅待機又は指示された場所									
学生機能別団員		在学する大学又は安全な場所で待機									

3 団本部等の設置及び任務

災害対策本部のもとに「団本部」を設置し、指揮・命令系統の一元化と活動体制の早期確立を図る。なお、4消防署に「署団本部」、指定の署所又は支所に「方面隊本部」、分団代表詰所に「分団本部」、部の詰所格納庫又は災害現場に「現場団本部」をそれぞれ別表3のとおり設置し、各自の任務は、【表1】に掲げるとおりとする。また、団本部と現場団本部との連絡は、署団本部など中間の各本部を経由する。

4 広報指導部、機能別団員の役割

(1) 広報指導部所属団員

災害現場への出動は基本的にせず、団本部長（団長）が必要と認めた場合に、団本部長の指揮下で団本部の運営補助、必要があれば、避難所等へ出向し、活動支援を行う。（内容は、「5 活動支援」で定める。）

(2) 学生機能別団員

大学滞在時であれば、団本部長が必要と認めた場合に、団本部長の指揮下で活動支援を学内で行う。（内容は、「5 活動支援」で定める。）大学に滞在していなければ、安全な場所で待機する。

(3) 災害支援機能別団員

分団長の指示により、所属する班で災害活動を行う。

5 活動支援

前記（1）及び（2）でいう活動支援は、以下の活動を指す。

- (1) 避難所の運営等に関する活動支援
- (2) 物資の受け入れ、搬送等に関する活動支援
- (3) 未避難者への避難促進のための広報等に関する活動支援
- (4) 要援護（要支援）者の避難等に関する活動支援
- (5) その他、消防団本部長が必要と認める活動への支援

表1 〈各本部等の責任者及び任務〉

責任者（役職）	任務
①団本部長（団長）	災害対策本部と協力し、消防団全体を指揮統制する。
②署団本部長（副団長）	担当方面隊を指揮統制する。
③方面隊本部長（方面隊長）	署所、支所と協力し、方面隊を指揮統制する。
④分団本部長（分団長）	分団代表詰所で、分団を指揮統制する。
⑤現場団本部長（部長）	部の詰所格納庫又は活動現場で、部を指揮統制する。
⑥班長・団員（災害現場）	上位の指揮命令等により、現場活動を実施する。
広報指導部	団本部長の指揮下で、活動する。
学生機能別	

6 情報収集・報告

団員・班長・部長は情報を収集し、分団本部長（分団長）、方面隊本部長（方面隊長）、署団本部長（副団長）を経由して、団本部へ報告する。この場合、I P無線、デジタル簡易無線、小電力トランシーバー等の通信機器を最大限に活用する。

収集する情報は【表2】を参考とし、【図1】の流れにより伝達する。なお、広報指導部、学生機能別団員については、団本部と直接伝達とする。

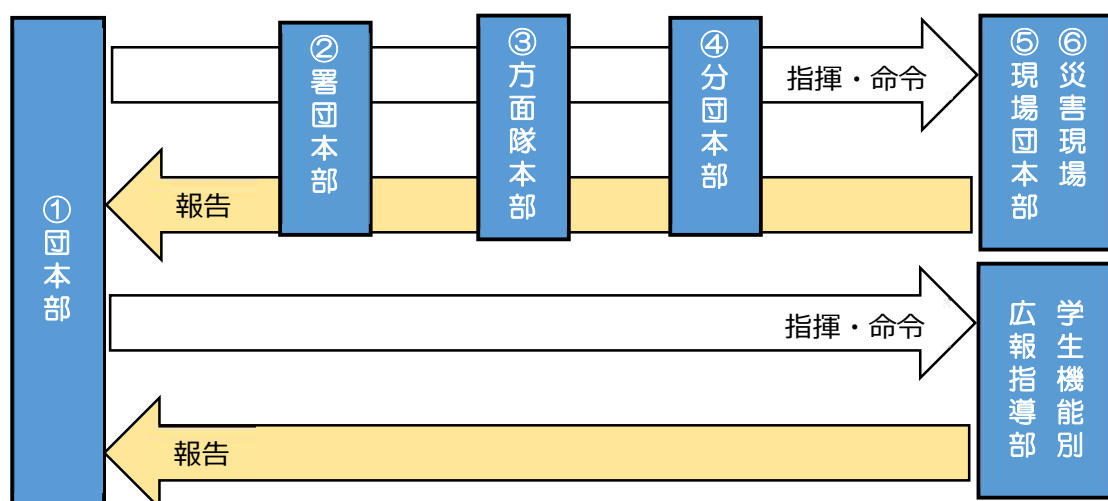
7 報告体制

- (1) 団本部又は災害対策本部（以下「団本部等」）からの危険情報等を受信した各本部長は、直ちに下位本部長に伝達し、関係する全団員へ周知を徹底する。
- (2) 団本部が機能する前の段階では、各本部の責任者が管轄区域の情報を取りまとめ、団本部の体制が整ったら、その情報を団本部に報告する。
- (3) 消防指揮本部の配備体制状況は、消防指揮本部から分団長以上に周知する。

表2〈報告内容〉

種別	内容
団員情報	参集状況・時間・階級・人数・受傷など
災害情報	災害内容・種類・場所・発生件数・道路状況など
資器材情報	詰所格納庫・車両・小型ポンプなど
活動情報	活動場所・車両数・人数・活動内容など
その他	要救助者の情報（受傷部位・程度・人数）・その他重大な事故など

図1〈指揮・命令、報告系統〉



8 その他

各本部において、I P無線が使用不能な場合の通信手段として、消防署所では消防救急デジタル無線、支所では無線電話等を使用する。

第3章 災害活動

大規模災害発生時、消防力の劣勢により消防団に求められる活動が増える。想定される主な活動は、発災からの時間経過により変わるため、想定される活動の開始前に資器材等の準備をしておく。【資料編 資料 5-1 から 5-3】参照。

1 共通事項

災害活動は、災害対策本部の指揮下での活動を基本とするが、災害現場では常備消防と協力して活動することを基本とする。大規模災害発生時は、災害現場に常備消防隊が必ず投入されるとは限らないため、自己隊の責任で対処する決意を持って活動する。活動開始前に、災害の状況及び活動内容等を報告する。

(1) 隊編成

原則として1隊4名以上で編成し、災害の規模、状況により部単位、分団単位で活動する。個人行動は、禁止とする。

(2) 装備

災害活動では、災害に適した装備品を装着して臨むこと。

(3) 災害活動記録

活動部隊の長は、帰所後に「災害活動報告書」を作成し、防災対策課に提出する。

(4) 重機、資機材の要請

必要に応じて、消防団協力事業所が登録している重機、資機材等の増強を団本部等に要請する。

(5) 特定任務

保有する資格、技能などを生かすべく、特定任務を付与された団員は、団本部の要請により所属する班とは別に、可能な範囲で下命された活動に従事する。

(6) 長期活動の準備

ア 交代要員の確保

(ア) 原則として、発災直後から24時間は、全組織力を投入して災害活動に当たり、その後の交代要員の確保及び交代要領等は、消防指揮本部と団本部が協議して決定する。

(イ) 現場指揮者は、災害現場の活動状況や団員の疲労状況等を適宜団本部に報告し、休息、水分補給等を行い、安全管理に務める

(ウ) 各詰所に団員を待機させる。待機人数は8～12名とし、2～3組が交代で出動対応する。

(エ) 時間の経過及び災害の状況に応じて、体制を縮小する。

イ 必要物資の確保

(ア) 食料、飲料水、医薬品は、平常時から備蓄し、参集時には3回分の食料を持参する。その後の食料等は、各施設で備蓄している非常食で対応する。

(イ) 発電機、照明器具等は、配備品等（水防倉庫配備品を含む）を使用する。

ウ 燃料の確保

(ア) 車両、資器材等の燃料は、絶やさないように活動する。

(イ) 燃料は、団本部等の指示により指定された場所で給油を行う。

(ウ) 平常時から補充缶などで予備の燃料を確保しておく。

エ 体調管理

(ア) 詰所、車庫等を休息場所等として活用し、必要に応じて仮眠をとり、体調を万全に保ち、即座の出動に対応可能な状態を保持する。

(イ) 体調不良者が発生した場合は、団本部等へ詳細を報告し、必要に応じて医療機関を受診する。

(7) 現場活動終了後の対応

団員の体調等に注意すると同時に、次の災害事案の出動に備えて準備する。

ア 団員の体調、受傷等の確認等

(ア) 各団員に受傷等の確認を行い、異常の有無を団本部等に報告し、指示を受ける。

(イ) 災害現場が、凄惨であった場合は、「惨事ストレスチェックによるPTSD予防チェック票」を使用し、惨事ストレスチェックを実施する。経過観察し、事務局が指示する講習会等へ参加するものとする。【資料編 資料 10 ストレスケア】参照

イ 資器材の作動状況の確認

(ア) 活動後は、資器材の点検・手入れを行うものとする。

(イ) 使用したホースは洗浄、乾燥し、車両等に予備ホースを積載し、補充する。

(ウ) 車両、資器材の燃料及び補充缶の残量を確認し、必要があれば給油をする。

(エ) 資器材の作動不良等を確認したら、防災対策課に報告して指示を受ける。

ウ その他の活動

管轄区域内での火災、救助活動等が終息したと団本部等が判断した場合は、自治区及び自主防災組織に協力して活動支援をする。

なお、活動支援の内容、人員等は、団本部等に報告する。

2 火災

(1) 活動の原則

ア 消火活動の優先

(ア) 火災の早期発見と一挙鎮圧を最優先とする。

(イ) 資器材がない場合でも、地域住民に協力を要請し、バケツリレー等で消火に務める。

イ 避難誘導の優先

(ア) 火災の制圧が出来ない場合は、避難誘導を優先する。

(イ) 団員自らが「率先避難者」となり、地域住民を避難させる。

ウ 火災出動

(ア) 可能な限り未着手の火災現場が無いよう分散出動する。

(イ) 人命危険、延焼拡大危険が極めて少ない場合は、自然鎮火に委ね、速やかに他の火災現場に転戦する。

エ 水利部署

(ア) 消火栓断水に備え、防火水槽、プール、河川、池等の有効で部署可能な水利を確保する（平常時から調査をしておくこと）。

(イ) 水利から火点までが遠距離の場合は、中継体形をとり、圧力低下を補う。

※ ホース10本延長ごとに中継ポンプ

※ 高低差10メートル毎に中継ポンプ

オ 多口放水

地域住民等の協力を求めて、可能な限り多口放水に務め、火勢を一気に制圧する。※ 吸管1本投入時で筒先2口までを基本とする。

カ 目的現場の優先

出動途上に未把握の災害現場を発見した場合は、情報を団本部等へ連絡し、命令を受けた現場を目指す。※ 緊迫する人命危険が存在するときはこの限りでない。

キ 積極的現場広報の実施

出動途上、現場活動中でも、状況に応じた広報を積極的に実施する。

(2) 火災規模・経過別消火活動要領

ア 指揮者は、火災の状況を的確に掌握し、消火の活動方針を決定する。

(ア) 積極的消火活動

火災初期では可能な限り屋内進入し、積極的な放水をする。

(イ) 効果的消火活動

延焼拡大した現場は、街区火災で止める筒先配備をする。

(ウ) 集中的消火活動

消防力が劣勢な場合、延焼阻止線を設定し、消防力を集中する。

イ 筒先の配備は、風下、風横の順とする。

(ア) 風下での活動

部分破壊を併用しながら道路等で延焼阻止する。

(イ) 横風での活動

火流風下寄りの両側面から逐次火流の幅を狭めながら延焼阻止する。

ウ 破壊活動

人命危険が無い場合で、指揮者の判断で行う。

エ 転戦の時機

地域住民等への残火処理の要請が可能で、延焼危険が収まった時機とする。

(3) 自治区、自主防災会等への協力要請

初期消火、活動支援、飛火警戒、残火処理等について、自治区、自主防災組織等に協力を要請する。

3 救助

(1) 活動の原則

ア 救命活動の優先

人命救助を最優先に、救命処置を要する重症患者を優先する。

イ 火災現場付近の優先

同規模の救助事案が同時に発生した場合、火災現場付近の救助を優先する

ウ 救助効率の優先

同時に複数の事案が発生した場合は、少数の団員で多数の人命を救助できる事案を優先するものとし、短時間に一人でも多く救出する。

エ 地域住民等への協力要請

自治区、自主防災組織、地域住民等で救出可能な事案は、協力を要請し、活動の効果を上げる。

(2) 救助活動体制

ア 火災に対し消防力劣勢時

消火活動を最優先とする。

イ 火災に対し消防力優勢時

現有消防力で対応できる場合は、消火活動と並行して救助活動を実施する。

ウ 火災終息時

火災が終息した場合は、全団員で救助活動に当たる。

(3) 救助活動の目安

ア 救助活動は、原則として3日間（72時間）とし、24時間体制での活動となるため、団員の休息、交代要員の確保等を徹底する。

イ 効率的な活動とするため、活動を完了した家屋等には、目立つ所にテープ、マジック等で「救助済」等の検索結果を表示する。

4 水害、土砂災害

短時間の大雨や長期間に渡る降雨は水害、土砂災害の要因の一つとなるため、このような気象下では、水害、土砂災害発生危険性の高いことに留意し、警戒する。

市災害対策本部から発令される避難情報に関する広報を団本部等の下命により実施するとともに、危険区域等の巡視を行う。また、避難情報の解除に関する広報も団本部等の下命により実施する。

(1) 水害

水害とは、水によって起こされる災害のことで、破堤や河川水があふれて浸水深や浸水域が増加する現象を「外水はん濫」といい、降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水はん濫」という。

水害に対する活動は、通常悪天候下でかつ迅速性を要求されるため、必要に応じ水防活動、避難誘導活動、避難広報活動等を並行して行うものとする。

また、避難に当たっては、おかれた状況に応じて異なることから、一律の行動パターンを示すことは困難であり、状況に応じた判断になることを留意する。

ア 警戒すべき河川

矢作川・籠川・巴川・逢妻男川・逢妻女川の5河川とする。水位に関する情報に留意する。【資料編 資料6、資料7】

イ 活動内容

(ア) 水防活動（各水防倉庫の備蓄資器材を調達して使用）

(イ) 避難誘導、避難広報活動

ウ 二次的災害の防止

- (ア) 団員は、命令なくして部署を離れるなど勝手な行動をとらない。
- (イ) 言動に注意を払い、「越水した。」とか「決壊した。」等想像による言動はしない。
- (ウ) 生命の危険に影響を及ぼすため、命令及び情報の伝達は、迅速、正確、慎重を心がける。
- (エ) 現場の全般的な状況を視認できる位置に警戒員を配置する。
- (オ) 堤防に異常が起こる時期は、水位が最大の時及びその前後(減水時に法の崩れ、陥没等発生)であるため、洪水が最盛期を過ぎても警戒を解かない。

エ 水防倉庫及び主な備蓄資器材

資器材を活用した水防活動のため、地元の水防倉庫の位置、備蓄資器材を把握しておく。水防倉庫一覧及び配置並びに主な備蓄資器材については、【資料編 資料 8-1 から資料 8-3】を参照

(2) 土砂災害

土砂災害は、土石流、急傾斜地の崩壊、又は地すべりを発生原因として市民の生命又は身体に生ずる被害をいう。危険を察知したならば、活動中の団員全てに周知し、直ちに活動を中断して現場から退避し、身の安全を確保する。

ア 土砂災害の原因

- (ア) 土石流：山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象
- (イ) 急傾斜地の崩壊：傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象
- (ウ) 地すべり：土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って異動する自然現象

イ 土砂災害に関する情報の種類

(ア) 気象・雨量情報

土砂災害のほとんどは降雨を誘因として発生するため、気象・雨量情報を収集する。

(イ) 土砂災害警戒情報

住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、県建設部砂防課と名古屋地方気象台が共同で発表する情報で、愛知県高度情報通信ネットワーク、FAX、緊急メールとよたなどにより伝達される。

ウ 前兆現象

土砂災害の前に前兆現象が現れる。【表3】に掲げる現象が出現したら、躊躇なく避難、退避する。

エ 二次的災害の防止

- (ア) 警戒区域を設定し、区域内の住民を速やかに避難させるものとする。
- (イ) 崩壊の全般的な状況を視認できる位置に警戒員を配置するものとする。
- (ウ) 退避は、横方向とし、縦方向は崩落等に巻き込まれることがあるので避ける。
- (エ) 夜間の場合は、照明器具を活用するものとする。
- (オ) 車両は、危険の及ばない安全な場所に待機させるものとする。

表3 〈警戒避難の指標となる前兆現象〉

	直前	1～2時間前	2～3時間前
土石流	・土臭いにおい ・地鳴り ・流水の急激な濁り ・渓流水位激減	・渓流内で流石の音 ・流木発生	流水の異常な濁り
がけ崩れ	・湧水の停止 ・湧水の噴出し ・亀裂の発生 ・斜面のはらみだし ・小石がポロポロ落下 ・地鳴り	・小石がぱらぱら落下 ・新たな湧水発生 ・湧水の濁り	湧水量の増加 表面流発生
	切迫性極めて大	切迫性大	切迫性やや小
地すべり	・地鳴り、山鳴り ・地面の震動	・池や沼の水かさの急変 ・亀裂、段差の発生、拡大 ・落石、小崩落 ・斜面のはらみだし ・構造物のはらみだし・クラック ・根の切れる音 ・樹木の傾き	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加

5 避難情報

災害対策本部が出す「避難情報」により、避難指定地域の消防団員は、団本部等の指示により避難に関する広報活動を実施する。

(1) 出動要請の流れ

ア ①災害対策本部 → ②団本部等 → ③メールと電話（「原因」「時間」「地区名」）→ ④団員参集 → ⑤出動（1車両4名以上）

イ 活動部隊の長は、無線等で、「活動開始」を団本部等へ報告する。

(2) 避難情報の区分及び住民がとるべき行動。詳細は【資料編 資料9】参照

ア 高齢者避難（警戒レベル3）

災害の恐れがあり、対象区域の高齢者等は危険な場所から避難する。

イ 避難指示（警戒レベル4）

災害の恐れが高く、対象区域にいるすべての人は危険な場所から避難する。

ウ 緊急安全確保（警戒レベル5）

災害発生又は切迫している。命の危険があるため、直ちに安全確保する。避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

6 特殊災害

危険物、高圧ガス、毒劇物、放射性物質（R I：ラジオアイソトープ）等が漏洩した現場に出動する場合は、風上から現場へ接近し、必ず常備消防の指示を受けて活動

する。また、住民を避難させるときは、風上側の警戒区域外へ誘導する。

7 応援出動

(1) 管轄区域外への応援（豊田市内）

自己の管轄区域の被害が比較的軽微で、隣接区域等における火災、救助事案等の被害が甚大であると認められるときは、団本部長の下命により、管轄区域外への応援出動をするものとし、応援先の各本部長の指揮下で活動をする。

(2) 豊田市外への応援 『消防組織法第39条、豊田市消防団規則第9条』

消防団は、「郷土愛護の精神」から管轄区域内での災害活動を基本とするが、隣接市町村等に甚大な被害等が発生し、消防長又は消防署長が必要と認めた場合は、この限りでない。

8 他機関との連携

大規模災害時等は、他の機関との連携が必要不可欠となるため、平常時から管轄区域内の自治区や自主防災組織等との関係を良好に保ち、有事の際の連携方法についても調整をしておく。ただし、消防活動が最優先であると考えて調整する。

(1) 管轄区域の他機関（平常時からの調整が必要）

自治区、自主防災組織、自警団、女性消防クラブ、小・中学校、交流館、支所

(2) 連携の可能性がある他機関（団本部等が調整）

防災航空隊、ドクターヘリ、他市の消防機関、警察、自衛隊等

第4章 安全管理

大規模災害での活動は、危険要因が無数にある現場の中、緊急性、迅速性が要求されるため、団員の心理状態も焦りなどで不安定となる。「事故に遭遇しない」「事故を起こさない」ことはもちろんのこと、安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策であることが大原則であり、自分が受傷などで活動できない時は、助かるはずの命の数が減ることを念頭において活動する。

1 災害現場における危険性

- (1) 消防活動の障害：瓦礫の山等は隊の進行を阻むため、活動の大きな障害となる。
- (2) 火災建物に潜む危険性：焼損建物は、倒壊、瓦の落下、床の抜け落ち等がある。
- (3) 感電による危険性：送電線が垂れている場合は、感電の危険がある。
- (4) 疲労による危険性：極度の疲労等により、危険を回避する判断力が低下する。
- (5) 現場行動の異常性：混乱状態の被災者が、現場付近にすることが予想される。

2 災害現場における安全管理

- (1) 「自分の身の安全は、自らが守る」ことを原則とする。
- (2) 装備品は正しく確実に着装し、危険に対する警戒心を緩めない。
- (3) 団員同士が安全に気を配り、相互の声掛けをすることで危害の防止に努める。
- (4) 指揮者等から安全管理上の指示を受けた場合は、直ちにその指示に従う。
- (5) 撤退する勇気を持つ。

3 指揮者の責務

指揮者は、災害の推移を見極め、団員の安全確保に努めなければならない。また、長時間の活動による疲労などの肉体的・精神的な要因に配慮し、状況に応じ休憩や任務分担の変更をするなど、安全管理を徹底しなければならない。

- (1) 一局面、些事にとらわれず、総合的な状況把握に努める。
- (2) 災害の推移を予測して決断し、事態の変化に応じて臨機応変に決断をする。
- (3) 指示は、任務と責任を明確にして全員に徹底する。
- (4) 厳しく行動を統制し、危険な現場では、必要に応じて安全担当者を配置する。
- (5) 緊急時だけに限らず、速やかに状況報告をさせることを徹底する。
- (6) 団員の士気とチームワークに配慮する。
- (7) 休憩前、撤収時など、緊張が緩む場面での活動は特に留意する。

4 自己管理の徹底

消防団員は、日頃から消防活動に耐え得る体力、気力及び技術の練成に努めるとともに、大規模もしくは凄惨な災害現場等では、気持ちや感情のコントロールも自己管理しなければならない（単独行動は禁止する）。

5 車両運行時の安全管理

被害状況に気をとられ、注意力が欠落しやすいので、運転手だけでなく全員で安全確認を実施し、事故防止に努める。また、狹隘道路、後退など車両を誘導するときは、同乗者は必ず車両から降りて誘導を行う。

また、緊急走行中であっても交差点には徐行で進入し、避讓状況を確認する。

道路状況の悪化や信号機の故障等による交通渋滞が予想されることから、周囲の急な車線変更、渋滞中の車両脇からの飛出しにも配慮する。

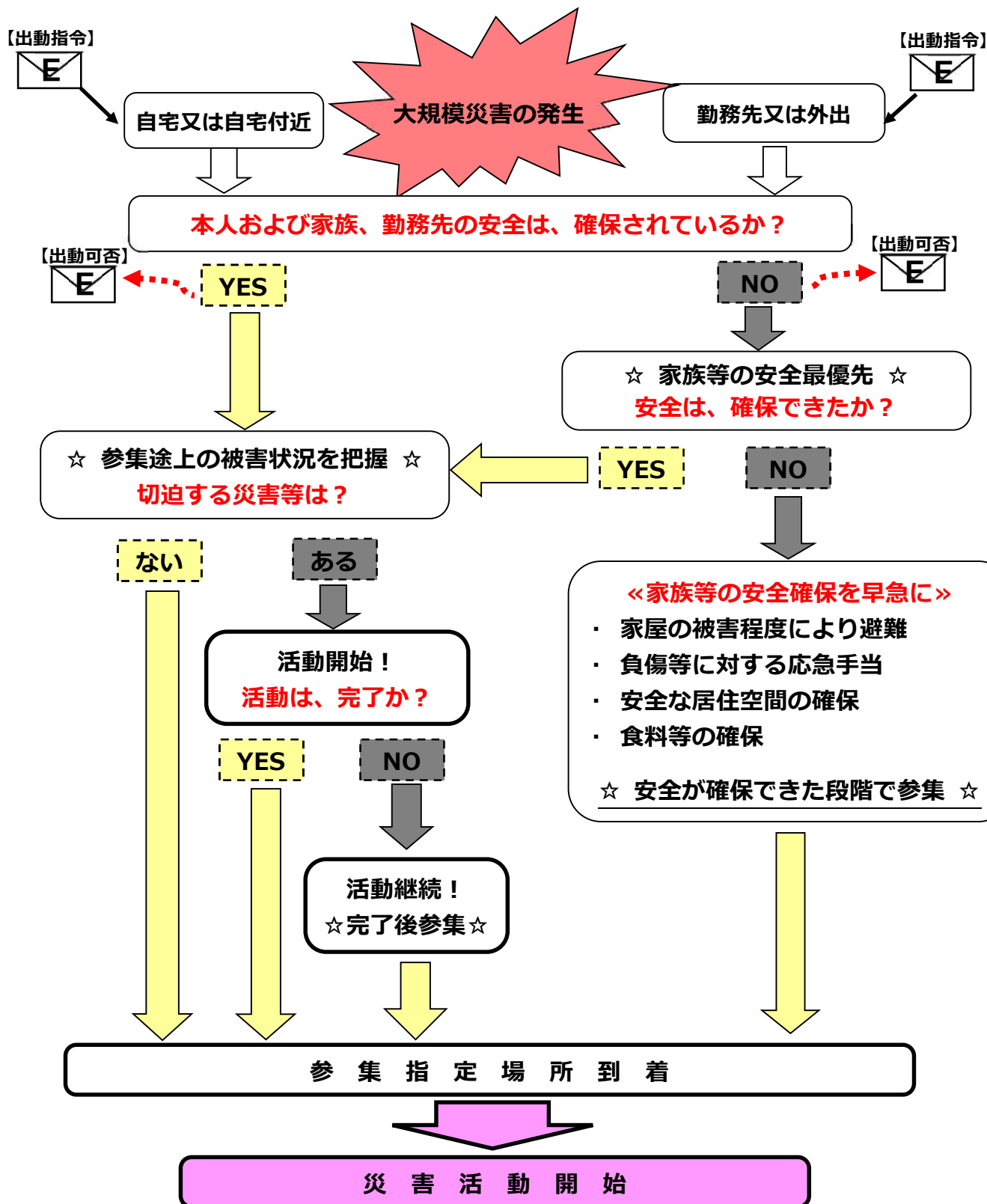
■非常持出品リスト ・避難する際に持ち出す最小限の必需品 ・実際に持ち出せる量をリュックなどに入れておく（男性15kg、女性10kgが目安）	確認
① ティッシュ・除菌シート	☐
② タオル	☐
③ ポンチョ	☐
④ マスク	☐
⑤ 携帯電話の充電器	☐
⑥ 印かん	☐
⑦ 現金（停電時に公衆電話で使用する 10 円、100 円硬貨含む）	☐
⑧ 止血するもの	☐
⑨ 懐中電灯	☐
⑩ ライター	☐
⑪ 下着・手袋	☐
⑫ ラジオ	☐
⑬ 食品（すぐに食べられるもの）	☐
⑭ ヘルメット	☐
⑮ 電池	☐
⑯ 飲料水	☐
⑰ 眼鏡・コンタクトレンズ	☐

■備蓄品リスト ・ライフラインや物流が止まっている期間、生活に必要なもの ・最低3日分、できれば7日分を用意 ・キッチン、車庫、物置、ベランダなど取り出しやすい場所に置く ・普段使う食材を多めに常備しておき、古い順に使った分を補充する「ローリングストック」を活用	確認
① ウォータータンク	☐
② カセットコンロ	☐
③ カセットコンロガス	☐
④ 調理用水	☐
⑤ 生活用水	☐
⑥ 飲料水（1人1日3リットル）	☐
⑦ 食料（アルファ化米、缶詰、レトルト食品、栄養補助食品、お菓子等）	☐
⑧ 缶切り	☐
⑨ 毛布	☐
⑩ 衣類	☐
⑪ 簡易トイレ	☐
⑫ 歯磨きシート	☐
⑬ ウェットタオル	☐
⑭ 抗菌・消臭剤	☐
⑮ 救急セット	☐
⑯ 掃除用具（ほうき・ちりとり）	☐
⑰ 生理用品	☐

資料2 【消防団員の参集フローチャート】

〈自動参集〉「市内で震度5強以上」を観測した場合は、自発的に参集する。

〈呼出参集のフローチャート〉



資料3

〈参集指定場所一覧〉

施設 役職等	防災 対策 課	中署	東 (分)	南署	北署	藤岡 支所	小原 支所	足助 署	下山 (出)	旭 (出)	稲武 (出)
団長	○										
副団長		○		○	○			○			
方面隊長		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
分団長		分団の代表詰所									
部長・班長・団員		所属の詰所格納庫									
災害機能別団員											
広報指導部		自宅待機又は指示された場所									
学生機能別団員		在学する大学又は安全な場所で待機									

※1 表中の略字：丸数字は方面隊長、(分)は分署、(出)は出張所

※2 分団長以上の階級の団員が参集する場合、情報収集・整理等のため、必要に応じて補助者を選任することができる。

※3 団長不在時は、中消防署参集の副団長が代行

※4 分団長不在時は、あらかじめ指名された部長等が代行

※5 団本部所属の団員は、団本部の指揮下に入る。

※6 副団長の参集場所は、地域性を考慮して決める。

〈分団の代表詰所〉 太字は自治区所有(令和7年度現在)

分団 方面隊	1分団	2分団	3分団	4分団	5分団	6分団
1方面隊	竹生	樹木	本新	今		
2方面隊	高橋	岩滝	野見	九久平	林添	
3方面隊	鴛鴨	上郷	本	若林	堤	
4方面隊	篠原	亀首	四郷	力石		
5方面隊	藤岡飯野	西中山	御作	白川		
6方面隊	大平	上仁木	小原			
7方面隊	田町	宮平	近岡	則定	竜岡	大蔵
8方面隊	下山田代	大沼	和合	羽布		
9方面隊	小渡	笹戸	杉本	楨本	浅谷	
10方面隊	稲武	御所貝津	桑原			

★風水害時は地域性を考慮し、臨時的に代表詰所を下表に変更することもあり得る。

臨時の代表詰所は、卓上局（防災行政無線、デジタル簡易無線）が使えないため、通信手段には十分に留意すること。

〈分団の代表詰所（風水害時）〉 太字は自治区所有（令和 7 年度現在）

分団 方面隊	1 分団	2 分団	3 分団	4 分団	5 分団	6 分団
1 方面隊	★平芝	★小坂	本新	今		
2 方面隊	高橋	岩滝	★古瀬間	九久平	林添	
3 方面隊	鴛鴦	上郷	本	若林	堤	
4 方面隊	篠原	亀首	★花本	力石		
5 方面隊	藤岡飯野	西中山	御作	白川		
6 方面隊	大平	上仁木	小原			
7 方面隊	田町	宮平	★国谷	則定	竜岡	大蔵
8 方面隊	下山田代	大沼	和合	羽布		
9 方面隊	小渡	笹戸	杉本	榎本	浅谷	
10 方面隊	稲武	御所貝津	桑原			

※ 表中、臨時的に変更する予定の詰所は、詰所名に「★」を付す。

資料 4-1 〈消防団非常配備基準（地震災害用）〉

（地域防災計画（付属資料編） 「豊田市災害対策本部運営要綱」 別表第 2 引用）

	配備基準及び配備要員	参集方法
第 1 非常配備		
第 2 非常配備	I 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、団長が必要と認めたとき。 ・ 団長、副団長、方面隊長＝参集指定場所 ※分団長は待機 II 市内で震度 5 弱を観測した場合で団長が必要と認めたとき ・ 団長、副団長、方面隊長＝参集指定場所 ※分団長、部長、班長は待機 ※必要に応じて団員招集	呼出参集
第 3 非常配備	市内で震度 5 強を観測 ・ 全団員＝参集指定場所	自動参集

※「待機」とは、自宅、職場等で連絡可能で行動可能な状態のことをいう。

※災害対策本部、消防指揮本部の非常配備状況は、メールで連絡する。

資料 4-2 〈消防団非常配備基準（風水害・突発災害用）〉

（地域防災計画（付属資料編） 「豊田市災害対策本部運営要綱」別表第2 引用）

	配備基準及び配備要員	参集方法
第1非常配備	◆突発的な災害等が発生した場合で、団長が必要と認めたとき ・管轄方面隊長＝災害現場 ※災害発生地区の団員のみ ※通常の災害対応	呼出参集
第2非常配備	◆局地的に災害が発生した場合又は発生が予想される場合で団長が必要と認めたとき ・副団長＝待機（自宅、職場等） ・方面隊長＝災害現場 ※災害発生地区の団員のみ ※通常の災害対応	
第3非常配備	次の場合で、団長が必要と認めたとき 1 広域的に災害の発生が予想される場合 2 矢作川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・団長、副団長、方面隊長＝参集指定場所 ・分団長、部長、班長、団員＝待機（自宅、職場等） ※必要に応じて団員を招集	
第4非常配備	次の場合で、団長が必要と認めたとき 1 広域的に災害が発生した場合 2 市域全域にわたる甚大な災害が予想される場合 ・全団員＝参集指定場所	

※「待機」とは、自宅、職場等で連絡可能で行動可能な状態のことをいう。

※災害対策本部、消防指揮本部の非常配備状況は、メールで連絡する。

資料 5-1

【大規模災害時に想定される主な活動と優先順位】

(「愛知県大規模災害時における消防団活動指針」引用)

優先 順位	主な活動	初動	3H	1日	3日	4日以降	活動人員
第 1 優 先	情報収集・発信	◎	◎	◎	◎	◎	4名1組
	避難誘導・広報	◎	○	×	×	×	4名1組
	消火	◎	◎	◎	◎	◎	4名1組
	救出・救護	◎	◎	◎	○	×	4名1組
第 2 優 先	搜索	×	×	○	○	◎	4名1組
	瓦礫撤去	×	×	○	○	◎	4名1組
	交通整理	×	×	○	○	○	4名1組
第 3 優 先	応援隊と連携	×	×	○	○	◎	4名1組
	緊急援助隊 の受援補助	×	×	○	○	◎	4名1組
	遺体搬送	×	×	○	○	◎	4名1組
	避難所支援	×	×	○	○	○	3名1組
	物資搬送	×	×	○	○	○	3名1組

※ ◎⇒原則として行う ○⇒必要に応じて行う ×⇒原則として行わない

※ 必要に応じて、他組織との連携を図る。

資料 5-2

【大規模災害時に想定される主な活動の詳細例】

(「愛知県大規模災害時における消防団活動指針」引用)

主な活動	想定される活動の詳細例
情報収集・発信	● 団員被災情報 ● 地域の被害情報 ● 参集情報 ● 収集した情報の報告 (部長→分団長→方面隊長→副団長→団長) ● 施設、資機材情報
避難誘導・広報	● 避難経路の選定 ● 避難に関する広報 ● 要援護者の避難誘導
消火	● 現着までのルート確保 ● 警戒区域の設定 ● 水利確保 ● 延焼防止
救出・救護	● 瓦礫、土砂、水没、建物内からの救出 ● 救出後の搬送場所選定
搜索	● 行方不明者の搜索 ● 地域住民の安否確認 ● 防犯巡視
瓦礫撤去	● 活動障害となる瓦礫撤去 ● 主要道路等の瓦礫撤去
交通整理	● 危険箇所の交通整理 ● 道路迂回の交通整理
応援隊と連携	● 常備消防との連携 ● 警察との連携 ● 市職員との連携 ● 自衛隊との連携
緊急援助隊の受援補助	● 援助隊の現地案内 ● 地域情報の提供
遺体搬送	● 遺体安置所の確認 ● 警察との連携 ● 遺体発見後、安置所まで搬送
避難所支援	● 炊出し ● 物資の管理 ● 避難所運営の支援 ● 救護
物資搬送	● 県、市等からの物資を地域へ搬送 ● 物資の振り分け支援

豊田市消防団協力事業所 提供資機材等一覧

《借用手順》

①災害発生時、緊急に必要な資機材が該当すれば、事業所へ連絡する。

②事業所の了承を確認後、該当する資機材を借用する。

※借用する際、資機材の員数を確認し、確実に返却すること。消耗品について、緊急で使用时補充が必要であれば消防本部総務課と協議し、補充する。

③簡易な資機材以外、事業所の職員が基本的に操作すること。

番号	管轄	事業所名	郵便番号	所在地	提供資機材等
1	第1方面隊	宮田電工株式会社	〒471-0066	豊田市栄町6-6-9	移動用小型発電機×3台、投光器×10台、ショベルカー（ユンボ）×1台、高所作業車×1台、トラック×3台
2	第1方面隊	ナーク 株式会社	〒471-0066	豊田市栄町7-4-3	発電機×1台、投光器×5台、脚立×10個、トラック2t×1台、トラック1.5t×1台、ジャッキ×1台、バール×5個、電気ドリル×2機、電気高速カッター×2機、電気サンダー×2機、電気はつり機×1機、ヘルメット×10個、高所作業有資格者×3人、絶縁抵抗計×10機、接地抵抗計×4機
3	第1方面隊	須藤建設工業 株式会社	〒471-0836	豊田市鴻ノ巣町5-51	トラック2t×1台、投光器×5セット、AED×1台、バール×5本、クリッパー×10本 ※つるはし、スコップ等も貸し出し可能
4	第1方面隊	藤村産業株式会社	〒471-0078	豊田市昭和町4丁目18番地2	2tダンプ×1台、ユンボ×2台、上下水道配管材料、LPガス配管材料、LPガスポンベ
5	第1方面隊	明和工業株式会社	〒471-0825	豊田市明和町3-18	4tトラック（オペレーター付）×1台
6	第1方面隊	株式会社 小野組	〒470-0342	豊田市大清水町大清水63	タープ×1機、発電機×2機、コードリール30m×2個（10m延長コード10本）、ポンプ2インチ×1機、ブルーシート×5枚、3tダンプ（オペレーター付）×1台、ダブルキャブ×1台、バリケード×20枚、トラロープ×100m、セーフティーコーン×20個、その他事務所内の資機材（必要に応じて）、人材（重機オペ、作業員）

豊田市消防団協力事業所 提供資機材等一覧

《借用手順》

①災害発生時、緊急に必要な資機材が該当すれば、事業所へ連絡する。

②事業所の了承を確認後、該当する資機材を借用する。

※借用する際、資機材の員数を確認し、確実に返却すること。消耗品について、緊急で使いし補充が必要であれば消防本部総務課と協議し、補充する。

③簡易な資機材以外、事業所の職員が基本的に操作すること。

番号	管轄	事業所名	郵便番号	所在地	提供資機材等
7	第1方面隊	森工業 有限会社	〒470-0341	豊田市上原町殿上66-4	小型ダンプ
8	第2方面隊	株式会社電気工事マルヤマ	〒471-0013	豊田市高上2-34-4	発電機×2台、投光器×10台、高所作業車（最大地上高12m）×1台、高所作業車オペ（適宜）
9	第2方面隊	株式会社 鈴喜組	〒471-0019	豊田市高橋町3-2	ダンプトラック×2台、ショベル系掘削機械×2台、振動ローラ×1台、振動コンパクタ×1台、ランマ×1台、トラッククレーン×1台、チェーンソー×3台、発電機×2台、建設用ポンプ×3台、敷鉄板×10枚、土砂×50m ³ 、碎石×30m ³ 、ブルーシート×30枚、土のう袋×200枚
10	第2方面隊	有限会社 保久工業	〒471-0803	豊田市泉町梅ヶ根262番地	10tダンプトラック3台、大型クレーン付きトラック1台、大型車両運搬トラック1台、小型ダンプトラック2台
11	第2方面隊	株式会社 オオテックスプラ	〒444-2215	豊田市中垣内町大洞11-11	※市と協定あり、油圧ショベル×4台、タイヤショベル×3台、3tダンプ×4台、トラック×3台、2tダンプ×1台、仕切弁回旋器（地下式消火栓用）×8個、地下式消火栓材料（当社在庫）×1式、消火栓ホースΦ65×3個、地下式消火栓蓋開閉用器具×5本、土工用各種工具×1式、転圧用機械×1式、配管用各種工具×1式、各種電動工具×1式、発電機・ウェルダー×6台、各種照明機器・投光器ほか×1式、各種保安器具・工事看板ほか×1式、各種配管材料×1式
12	第2方面隊	株式会社 T-T E C	〒471-0814	豊田市五ヶ丘4丁目3番地63	バックホウ、ダンプトラック（4t）、ダンプトラック（3t）、軽ダンプ、軽トラック、ホイールローダー、発電機、ランマー、プレート、エンジンカッター、フレコンバック、ブルーシート、一輪車、スコップ、木材、土留め材、型枠材、AED

豊田市消防団協力事業所 提供資機材等一覧

《借用手順》

①災害発生時、緊急に必要な資機材が該当すれば、事業所へ連絡する。

②事業所の了承を確認後、該当する資機材を借用する。

※借用する際、資機材の員数を確認し、確実に返却すること。消耗品について、緊急で使いし補充が必要であれば消防本部総務課と協議し、補充する。

③簡易な資機材以外、事業所の職員が基本的に操作すること。

番号	管轄	事業所名	郵便番号	所在地	提供資機材等
13	第3方面隊	大進建設株式会社	〒470-1218	豊田市上郷町本田101	AED×1台、小型ユンボ×1台、リフト1.5t×1台、2tトラック×1台、軽トラック×2台、軽ワゴン×1台、発電機×1台、投光器×10台、チェーンソー×2台、草刈機×2台、ジャッキ×5個、ブルーシート×30枚、コンパネ×100枚、道板×50枚、土のう袋×500枚、トン袋×10枚、木杭×50本、金物（釘、ビス等）×10,000本以上、脚立4尺×20本、脚立6尺×30本、脚立9尺×10本、ハシゴ4台
14	第3方面隊	小野電気 株式会社	〒473-0914	豊田市若林東町棚田109-2	※市と協定あり、事務所の食堂を一時的な避難場所に提供、AED提供、ダイナ（パワーリフト）、デュトロ、スカイボーイ（小）、発電機（小）
15	第3方面隊	株式会社 加納造園	〒470-1211	豊田市畝部東町中島117-1	ダンプ2t×1台、ダンプ3t×3台、クレーン付トラック4.0t×1台、発電機×2台、チェーンソー×2台
16	第3方面隊	有限会社 八百正住宅機器	〒470-1218	豊田市上郷町市場132-3	消火器×10本、投光器×2台、エンジンカッター×1台、パワーショベル×2台、削岩機×3台、トラック×2台、送排風機×1台、チェーンソー×1台、発電機×2台
17	第3方面隊	松本産業株式会社	〒470-1205	豊田市永覚町下高根1番地2	油圧ショベル大型×6台、油圧ショベル小型×1台、タイヤローダー×1台、ブルドーザー×1台
18	第3方面隊	東陽工業有限会社	〒473-0902	豊田市大林町16丁目13番地7	4tトラック（ユニック付）×1台、2tトラック×1台

豊田市消防団協力事業所 提供資機材等一覧

《借用手順》

①災害発生時、緊急に必要な資機材が該当すれば、事業所へ連絡する。

②事業所の了承を確認後、該当する資機材を借用する。

※借用する際、資機材の員数を確認し、確実に返却すること。消耗品について、緊急で使用时補充が必要であれば消防本部総務課と協議し、補充する。

③簡易な資機材以外、事業所の職員が基本的に操作すること。

番号	管轄	事業所名	郵便番号	所在地	提供資機材等
19	第3方面隊	株式会社中根住宅センター	〒470-1205	豊田市永覚町高根11番地1	土のう袋×400枚、3tダンプ（運転手付）×1台、0.1バックホウ（運転手付）×1台
20	第4方面隊	有限会社利根設備	〒470-0371	豊田市御船町待井53-18	つるはし×1丁、エンジンカッター×1台、削岩機×2台、送排風機×1式、バール2本、トラック×1台、パワーショベル×1台、スコップ×4本
21	第5方面隊	田中建設工業株式会社	〒470-0403	豊田市白川町1266番地3	ブルーシート×5枚、土のう袋×200枚、敷鉄板、5枚、土砂（山砂）×300m ³ 、碎石×25m ³ 、ショベル系掘削機械0.1ユンボ×1台、ショベル系掘削機械0.25ユンボ×1台、4tダンプ×1台、2tダンプ×1台、トラッククレーン3.5tユニック×1台
22	第7方面隊	安藤建設株式会社	〒444-2355	豊田市近岡町吉田1番地3	トラック2t（運転手付）×1台、移動式クレーン（吊上4.9t操作員付）×1台、AED×1台
23	第7方面隊	豊田森林組合	〒444-2424	豊田市足助町横枕5番地	チェーンソー、チルホール、木登り器、フェリングレバー、ガチャ、プロセッサ（重機）
24	第8方面隊	羽布建設株式会社	〒444-3206	豊田市羽布町井戸谷下88	ショベル系掘削機×10台、ダンプトラック6t未満×5台、ダンプトラック6t以上×2台、排水ポンプ×5台、発電機×9台、敷鉄板×10枚、土砂×500m ³ 、碎石類×50m ³ 、ブルーシート×70枚、小型土のう袋×1500枚

豊田市消防団協力事業所 提供資機材等一覧

《借用手順》

①災害発生時、緊急に必要な資機材が該当すれば、事業所へ連絡する。

②事業所の了承を確認後、該当する資機材を借用する。

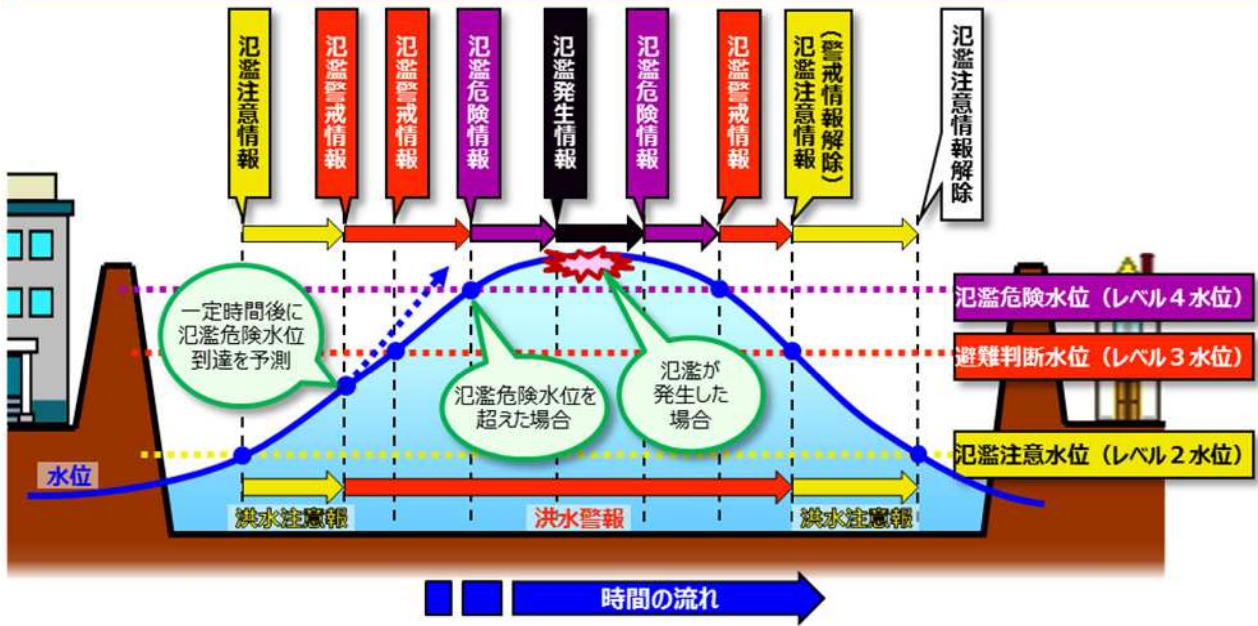
※借用する際、資機材の員数を確認し、確実に返却すること。消耗品について、緊急で使用时補充が必要であれば消防本部総務課と協議し、補充する。

③簡易な資機材以外、事業所の職員が基本的に操作すること。

番号	管轄	事業所名	郵便番号	所在地	提供資機材等
25	第8方面隊	株式会社 加藤建設	〒444-3231	豊田市花沢町棚口8	ダンプ、ユニック、パワーショベル、ホイールローダ、その他道具等
26	第8方面隊	マルコ 株式会社	〒444-3242	豊田市大沼町八沢8番地	※市と協定あり、掘削機械（バックホウ）×3台、タイヤショベル×1台、小型ダンプ3t×1台、クレーン付トラック3.5t×1台、ゲート付トラック1.5t×1台、発電機×3台、水中ポンプ×4、大型土のう×10袋、土のう×200袋、ブルーシート×10枚、土砂×50m ³ 、袋セメント25kg×20袋、袋常温合剤30kg×20袋
27	第9方面隊	三濃建設 株式会社	〒444-2832	豊田市浅谷町下平684	バックホウ、ダンプトラック
28	第10方面隊	株式会社安藤	〒441-2525	豊田市小田木町大水別8	ショベル系掘削機×7台、ホイールローダー×2台、モーターグレーダー×1台、振動ローラ×2台、振動コンパクタ×7台、ランマー×2台、排水ポンプ×13台、チェーンソー×8機、発電機×10台、コンプレッサー×4台、照明器具×4台、トレーラー×1台、ユニック車×1台、ダンプトラック6t未満×8台、ダンプトラック6t以上×1台、バリケート×50個、セーフティーコーン×55個、矢印・通行止看板×10枚、電池式点滅灯×100個、土のう袋×1000枚、1トンバック袋×7枚、ブルーシート×60枚、土砂×1000m ³ 、H鋼×30本、敷鉄板×28枚
29	第10方面隊	株式会社 杉田組	〒441-2513	豊田市稲武町中シモ田3-6	※市と協定あり、掘削機械（バックホウ）×5台、タイヤショベル×1台、大型ダンプ9.5t×1台、小型ダンプ2t3t×3台、クレーン付トラック3.5t×1台、発電機×3台、水中ポンプ×10台、AED×1台、大型土のう×50袋、土のう×400袋、ブルーシート×50枚、土砂×200m ³
30	第10方面隊	稲武土建株式会社	〒441-2522	豊田市武節町下ハリ原19番地4	アルミボート×1艇、救命胴衣×5着、消火器×8器、エンジンカッター×2台、削岩機×3台、梯子×6梯、チェーンソー×4台、バール×6本、つるはし×8本、掛矢×5本、たこつち×1台、一輪車×6台、防水シート×50枚、土のう袋×500枚、AED×1機、テント×1張、トラック(2t以上)×5台、移動式クレーン×1台、パワーショベル×3台、ホイールローダー×1台、投光器×2セット、スコップ×15本、なた×5本、のこぎり×15本、とび口×5本

資料6 〈水位に関する情報（指定河川洪水予報）〉

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫の発生 （氾濫水の予報※）	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 （洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】



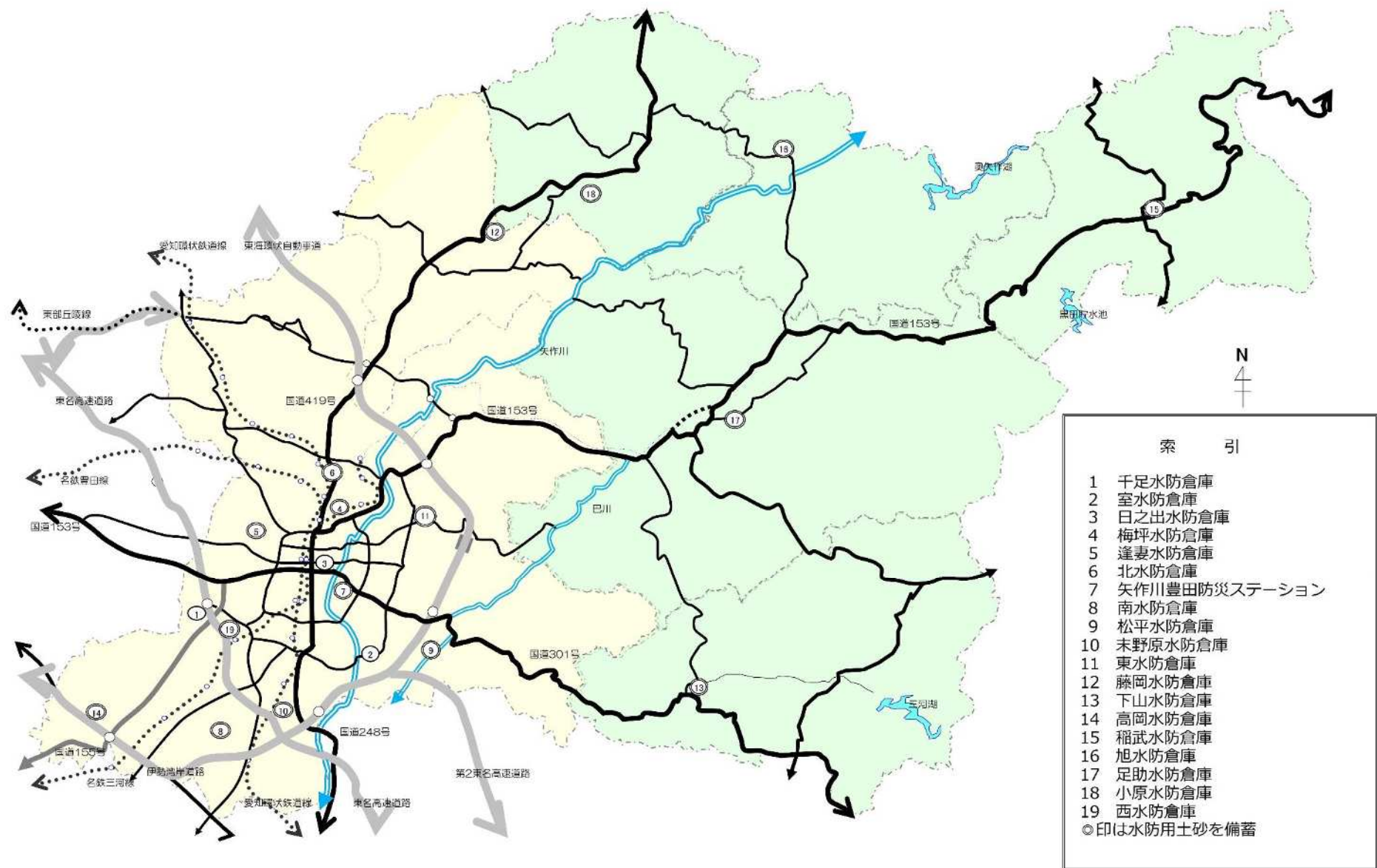
資料 7 〈洪水予報の種類と基準〉

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当】	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当】	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

資料 8 - 1 〈水防倉庫一覧〉

	名称（消防署所）	砂置場	所在地	鍵保管場所	
			連絡先		
1	千足水防倉庫	なし	千足町 10 丁目 15 番地 2	南消防署	西分署
			0565-25-9008、0565-25-2570	団 1-3 分団	
2	室町水防倉庫	なし	室町 6 丁目 57 番地 6	中消防署	
			0565-35-9722	団 1-4 分団	
3	日之出水防倉庫	なし	日之出町 1 丁目 13 番地 1	中消防署	
			0565-35-9722	団 1-1 分団	
4	梅坪水防倉庫	有	京町 4 丁目 14 番地 6	北消防署	
			0565-43-0093	団 1-1 分団	
5	逢妻水防倉庫 （分署）	有	丸根町 6 丁目 18 番地 2	逢妻分署	
			0565-36-2450	団 1-3 分団	
6	北水防倉庫 （消防署）	有	四郷町森前 100 番地	北消防署	
			0565-43-0093	団 4-3 分団	
7	矢作川豊田防災 ステーション	有	森町 1 丁目 90 番地	中消防署	
			0565-35-9722		
8	南水防倉庫 （消防署）	有	和会町長田 3 番地 1	南消防署	
			0565-25-9008	団 3-2 分団	
9	松平水防倉庫 （出張所）	有	九久平町百々 8 番地 7	中消防署	松平出張所
			0565-35-9722、0565-86-1190	団 2-4 分団	
10	末野原水防倉庫 （分署）	有	鴛鴨町新林 127 番地	南消防署	末野原分署
			0565-25-9008、0565-25-3070	団 3-1 分団	
11	東水防倉庫 （分署）	有	岩滝町高入 36 番地 1	中消防署	東分署
			0565-35-9722、0565-87-0360	団 2-2 分団	
12	藤岡水防倉庫 （分署）	有	木瀬町桧本 1525 番地 1	藤岡小原分署	
			0565-76-5560	団 5-1 分団	
13	下山水防倉庫 （出張所）	有	大沼町大官屋敷 92 番地 1	下山出張所	
			0565-90-4119	団 8-2 分団	
14	高岡水防倉庫 （出張所）	有	高丘新町上平地 135 番地	南消防署	高岡出張所
			0565-25-9008、0565-51-6111	団 3-4 分団	団 3-5 分団
15	稲武水防倉庫 （出張所）	有	稲武町宮ノヒラ 8 番地 7	稲武出張所	
			0565-82-3099	団 10-1 分団	
16	旭水防倉庫 （出張所）	有	浅谷町下万場 303 番地 2	旭出張所	
			0565-68-1119	団 9-5 分団	
17	足助水防倉庫 （消防署）	有	桑田和町中貝戸 6 番地	足助消防署	
			0565-62-0119	団 7-1 分団	
18	小原水防倉庫 （支所）	有	小原町孫八 456 番地	藤岡小原分署	
			0565-76-5560	団 6-3 分団	
19	西水防倉庫 （分署）	有	豊田市聖心町 4 丁目 44 番地 5	西分署	
			0565-25-2570	団 3-3 分団	

資料 8 - 2 〈水防倉庫配置図〉



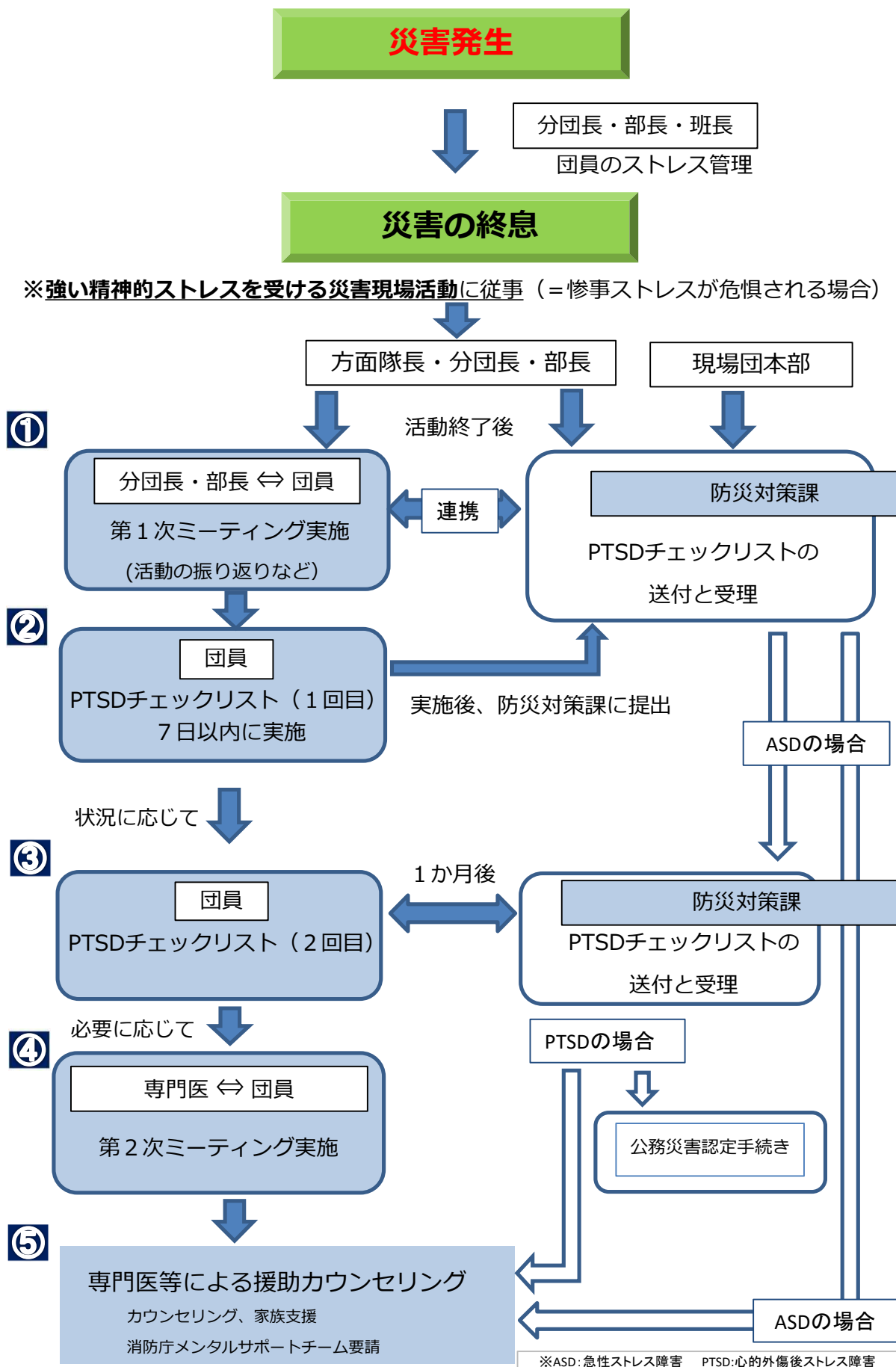
資料 8－3 〈主な備蓄資機材〉

1 t 大型土のう	たこつち	ペンチ	P P 土のう	シュロぼうき
竹ぼうき	掛矢	しの	P P ロープ	10P ハンマー
木杭 3.0m	木杭 1.5m	バール	油圧ジャッキ 10 t	トラロープ
シャベル	おの	のこぎり	一輪車	ビニール縄
つるはし	ポリ箕	塵取り	延長コード	救命胴衣
ハウスバンド	唐鍬	脚立	丸太 4.0m	
軍手	防水シート	バチ鍬	照明灯	なた
鋼管杭	三脚	道板	のこぎり	発電機
チェーンソー	鎌	加工線	クリッパー	

資料 9 〈避難情報の伝達手段及び住民がとるべき行動（水害・土砂災害共通）〉

区 分	情報伝達手段	住民がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	■ 電話・FAX ■ 防災行政無線（同報系）音声のみ屋外スピーカー ■ 防災ラジオ ■ 緊急情報一斉 FAX⇒自治区放送設備 ■ ひまわりネットワーク・エフエムとよた ■ 緊急メールとよた（エリアメール）・SNS・ホームページ ■ 避難行動要支援者名簿登録制度による地域支援者の戸別訪問	● 発令される状況：災害のおそれあり ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	■ 電話・FAX ■ 防災行政無線（同報系）屋外スピーカー・サイレン・音声併用 ■ 防災ラジオ ■ 緊急情報一斉 FAX⇒自治区放送設備 ■ 広報車（市職員）及び消防車（消防団）による巡回 ■ ひまわりネットワーク・エフエムとよた ■ 緊急メールとよた（エリアメール）・SNS・ホームページ	● 発令される状況：災害のおそれ高い ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	■ 電話・FAX ■ 防災行政無線（同報系）屋外スピーカー・サイレン・音声併用 ■ 防災ラジオ ■ 緊急情報一斉 FAX⇒自治区放送設備 ■ 広報車（市職員）及び消防車（消防団）による巡回 ■ ひまわりネットワーク・エフエムとよた ■ 緊急メールとよた（エリアメール）・SNS・ホームページ ■ 自主防災会・消防団等による戸別巡回	● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ● 居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ ・ 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

資料10 災害発生時からの惨事ストレスケア体制



【修正後】

◆ 参考 消防団の無線配備状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

ハイブリッド無線（4 キロメートル以上の長距離）			
分団代表詰所		4 3 機	※各分団 1 機
分団長以上		5 8 機	※各分団長以上 1 機
消防団車両		5 9 機	※ 5 ～ 1 0 方面隊各車両 1 機
デジタル簡易無線（4 キロメートル未満の中距離）			
部長		1 2 0 機	※各部長 1 機 ※1～10 方面隊各部長 1 機
小型動力ポンプ		1 2 9 機	※各小型動力ポンプ 1 機
団車両		1 3 0 機	※ 1 ～ 4 方面隊各車両 1 機
小電力トランシーバー（災害現場内の短距離 約 2 0 0 メートル以内）			
携帯局	団車両	車両ごとに 5 機	

※ ハイブリッド無線及びデジタル簡易無線は、常備消防と連絡可能